

議案第137号

教育職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案

教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(高齢者部分休業) 第2条 [略] 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、 <u>55歳</u> とする。 [3 略]	(高齢者部分休業) 第2条 [同左] 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、 <u>職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第2条第2項の規定による定年から5年を減じた年齢</u> とする。 [3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

地方公務員の定年引上げ後についても、高齢者部分休業の承認を受けることのできる教育職員の年齢を55歳とすることから、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。